旅費の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 佐野工科高等学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが５件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 北海道 | 令和４年１月４日から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 |
| Ｂ | 北海道 | 令和４年１月４日から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 |
| Ｃ | 北海道 | 令和４年１月４日から同月７日まで | 54,870円 | 令和４年２月16日 |
| Ｄ | 長野県 | 令和４年１月８日から同月９日まで | 35,000円 | 令和４年２月16日 |
| Ｅ | 長野県 | 令和４年１月８日から同月９日まで | 33,900円 | 令和４年２月16日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）